

認定こども園（1号）入所に関する確認票

各項目をお読みにになり、署名の上、お申し込み下さい。※確認票の提出が無い場合は受付できません。

確認及び同意事項	
①	利用案内（その他関連書類を含む）は全てお読みにになり、理解したものとして対応します。
②	認定こども園（1号）の利用調整（入所選考）は、提出された書類を基に審査し決定します。申込後、世帯状況に変更があった場合は速やかにご連絡下さい。申込内容が事実と異なると判明したときは、入所の内定や決定を取り消すことがあります。
③	認定こども園（1号）の利用調整（入所選考）は、締切日までに提出された書類によって審査します。期限後に提出された書類は、次回の認定こども園（1号）の利用調整（入所選考）からの審査対象とします。また、提出された書類はお返しできません。
④	施設の運営方針をご理解いただき、施設をご利用ください。
⑤	課税情報が確認できない場合は、副食費徴収対象となります。
⑥	市民税の更正が判明し、副食費徴収対象となった場合は、遡って園に直接納付することになります。
⑦	認定こども園の1号認定の利用調整（入所選考）は、校区優先となります。
⑧	校区外の児童の入園も可能ですが、小学校入学の際には、原則として、指定される学校区の小学校に入学することになります。
⑨	入所日は毎月1日となります。ただし、1日が土曜・日曜・祝祭日に当たるときは登園できません。
⑩	施設の利用申込（現況届）は毎年度必要となります。引き続き利用を希望する場合は、必要書類を提出してください。

上記条件について確認し、同意致します。

南城市福祉事務所長 殿

令和

年

月

日

申請者

児童名